

委員会提出議案第 1 号

狹山市議会会議規則の一部を改正する規則

狹山市議会会議規則（昭和 4 2 年規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 9 月 2 8 日

狹山市議会議長 太 田 博 希 様

提出者 狹山市議会議会運営委員会

委員長 内 藤 光 雄

狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「、育児、看護又は介護」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第62条第3項中「第1項の」の次に「規定による」を加える。

第63条中「質問」を「第61条第1項の規定による質問」に改め、「第55条（質疑の回数）及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項に規定する質問については、第55条（質疑の回数）及び第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

第82条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「、育児、看護又は介護」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第129条に次の1項を加える。

4 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。